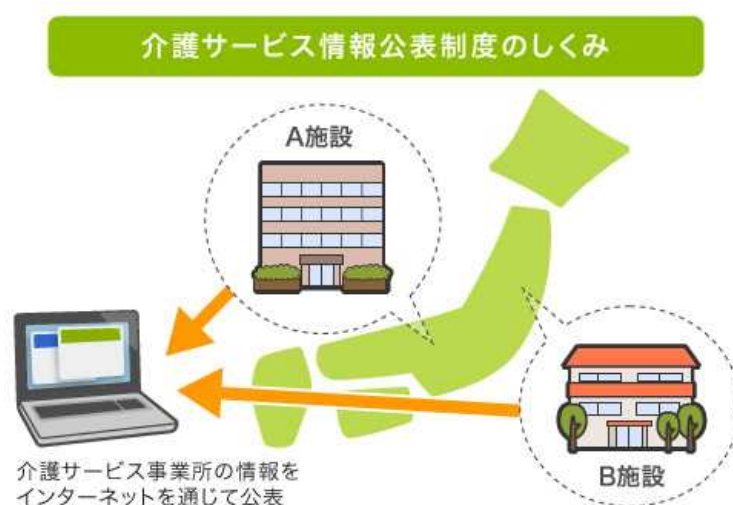


介護サービス情報公表制度について

1. 介護サービス情報公表制度とは

介護サービス情報公表制度とは、介護保険法に基づき平成18年4月から開始された制度で、利用者が介護サービス事業所のサービス内容を比較・検討して、最適な事業所を選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。

この制度により、「介護サービス情報公表システム」を使って、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、いつでも気軽にインターネットで検索・閲覧できます。



出典：厚生労働省HP

2. 公表情報について

公表する介護サービス情報は厚生労働省令で規定されていますが、その内容は概ね次のとおりです。

- 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置など
- 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況など

3. 介護サービス情報の報告・調査及び公表計画について

徳島県では毎年度、介護サービス情報の報告・調査及び公表計画を作成し、実施方法を定めています。

今年度の計画は、別紙のとおりです。

4. 介護サービス情報の報告について

報告の対象となる事業所・施設については、毎年度、県から個別にパスワード等を郵送しますので、以下の URL からログインして報告を行ってください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/36/> (介護サービス情報報告システム)

報告システムの操作方法等については、「事業所向け操作マニュアル」で確認できます。

基本情報の記載要領や運営情報の項目解説の確認方法などについても掲載されていますので、よくお読みの上、正確な情報入力に努めてください。

※「事業所向け操作マニュアル」は、情報報告システムのヘルプからダウンロードできます。

令和5年度 介護サービス情報の報告・調査及び公表計画

1 目的

この計画は、県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る情報の報告、公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うために、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定により「介護サービス情報の公表」制度を実施するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、政令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び政令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を一体のものとして定めるものである。

2 計画の策定者

計画の策定者は、徳島県知事とする。

3 計画の基準日

令和6年1月1日

4 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 公表対象サービス

「別紙1」のとおり

6 報告・調査・情報公表の実施方法

(1) 報告・公表の対象となる介護サービス事業者

法第115条の35第1項に規定する事業者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。ただし、対象介護サービスを提供する事業者であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準に該当する事業所以外の介護サービス事業所を有する者が、任意に報告し公表することを妨げない。

(ア) 令和5年4月1日以降、新たに指定を受けた事業所（以下「新規事業所」という。）

(イ) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日前1年間において介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む）が100万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）。

(2) 報告、調査の方法及び期限

介護サービス情報の報告、調査の方法については、次によるものとする。

なお、報告は、各介護サービスごとに行うことを基本とするが、公表対象事業者が別紙1のサービス区分ごとの複数サービスを一体的に提供している場合は、報告・調査を一体的に行うものとして取り扱う。

ただし、各サービス区分において、一体的に事業が行われていない場合、又は同一日に調査が行えない場合は、別件とする。

ア 報告及び報告方法

公表対象事業者に別途通知する。

イ 調査

別に定める調査指針に基づき実施する。

(3) 公表を行うべき時期

報告又は調査完了後速やかに公表する。

(4) 調査を実施する機関

徳島県（長寿いきがい課）が調査を実施する。

別紙 1

公表対象サービス及びサービス区分

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑱ 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービス情報の公表制度における調査に関する徳島県の指針

1 目的

情報公表制度においては、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されることが重要であり、情報の正確性を担保するため、この指針に基づき必要な調査を実施する。

2 調査方針

(1) 調査を実施すべきと考えられる事項

・新規開設時

新規開設時に虚偽報告等の疑いがあり調査をすることが必要と判断される場合、開設時実地指導と同時に調査する。

・事業者自ら調査を希望する場合

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を実地調査と同時に調査する。

(2) 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

・公表内容について、利用者等から虚偽報告の通報があった場合

通報があった項目を中心に実地指導又は監査と同時に調査する。

・実地指導等と同時実施

実地指導及び監査時に虚偽報告等の調査の必要性を検討し、必要がある場合実施する。

(3) 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

・外部評価が義務づけされている地域密着型サービス事業所

附 則

この指針は、平成24年4月1日から実施する。